

令和3年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月30日（木曜日）議事開始 午前 8時44分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造
中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 永前 茂則

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

議 題

- 報告第 1 2 号 農地等の合意解約について
- 報告第 1 3 号 農用地利用配分計画について
- 議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 2 号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 3 3 号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 5 号 非農地証明願いについて
- 議案第 3 6 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

事務局長　それではただいまから令和3年9月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次に委員の出席状況を報告いたします永前委員は、先日、お亡くなりになりました。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と栗下委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第12号から報告第13号及び議案第31号から議案第36号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第12号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第12号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は8件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号4番につきましては、耕作者の規模縮小に伴い、解約するものでございます。

整理番号5番及び6番につきましては、所有者が子どもへ贈与するため、解約するものでございます。

整理番号8番につきましては、耕作者変更のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第13号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第13号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年9月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計12件、31筆、28,263㎡となっております。〇〇地区畑かん事業で換地後の農地を貸借する案件につきましては、換地終了まで一時利用地の指定で割り当てられた仮地番のため、小字の記載がございません。詳細につきましては、4ページから7ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今月の許可申請件数は、当初、所有権移転7件、貸借2件の合計9件でしたが、所有権移転整理番号7番については、譲渡人である所有者が令和3年9月24日に死去した事により、取下願いが提出されましたので所有権移転6件、貸借2件の合計8件となりましたので議案書の訂正をお願いします。

それでは、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。8ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転6件、貸借2件の合計8件です。申請人の住所・氏名、備考欄

につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。
また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので10ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、3, 255㎡の売買です。価格は隣接する原野を含めて、総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、2, 856㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、9ページから11ページをご覧ください。田6筆、2, 136㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆、1, 489㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号5番、田1筆、484㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。12ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、914㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番は、先ほど説明のあったとおり、取下げとなります。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、貸借についてご説明いたしますので12ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1, 233㎡の賃貸借です。

整理番号2番、13ページから14ページをご覧ください。田3筆、畑4筆、計7筆7, 520㎡の使用貸借です。

整理番号3番、畑1筆、2, 264㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転6件、貸借2件、合計8件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第31号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきま

す。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いいたします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。農地の形状は、少し不整形です。登記では1筆ですが、現況は3枚に分かれております。周辺の状況は、北側は、譲受人の所有農地、南・西側は譲受人の所有する原野に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、現在、〇〇に住んでいますが、実家は下大河平自治会で水稲主体の兼業農家です。申請農地は受人の実家のすぐ近くにあり、受人の所有農地と接していたので取得する事になりました。権利取得後は、水田として利用するとの事でした。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取組まれており、畦畔及び所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を山下委員にお願いいたします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は良好で日照・接道・用排水も良好です。農地の状況は、すでに稲は刈り取られていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家で粃摺り業をしています。後継者は、62歳の長男が〇〇に住んでいますが、2年後、退職して帰郷し、農業をするとの事です。受人の孫の方は、現在、〇〇に勤務されています。権利取得後は、水田と

して利用するとの事でした。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いいたします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺は水田地帯です。農地の形状は不整形ですが、日照・接道・用排水も良好です。農地の状況は、少し遊休化していました。

続きまして、受人についてご報告します。受人の住所は市外ですが、露地野菜主体の専業農家です。受人の祖父が〇〇自治会在住で受人の父親は水稻・露地野菜と青果業の兼業農家で、現在は共同で農業をしています。権利取得後は、水田として利用するとの事です。地域との調和については、畦畔や所有農地の管理は行き届いており、地域の作業にも参加している事から、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に11ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いいたします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりませんが、農地の形状は、長方形で良好です。周辺の状況については、北側は市道、東側は水田、南側は山林、西側は宅地に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいます。現在、会社員ですが、数年で退職するのでその後は、農業をやっていくとの事です。

権利取得後は、水田として利用するとの事でした。地域との調和については、畦畔及び所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は長方形で良好です。周辺の状況は、北側は農道、東・南側は水田、西側は水路に接しています。日照・接道・用排水は良好です。申請農地を取得した理由は、受人の農地と接していたので取得する事になったそうです。以上、報告いたします。

尾山議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいません。権利取得後は、同様に水田として利用するとの事です。地域との調和については、周辺の方々に迷惑を掛けないように協力していくとの事です。また、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に12ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は、北側は宅地、東

側は受人の水田、南側は国道、西側は農道に接しています。農地の形状は三角形でやや不良ですが、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告します。受人は、〇〇自治会在住で水稲主体の専業農家で後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、水田として利用するとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番ですが取下げがございましたので、13ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を西田委員にお願いします。

西田委員 議長。

尾山議長 西田委員。

西田委員 貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告します。受人は、〇〇自治会在住で水稲と繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者は、いらっしゃいます。権利取得後は、水田として利用するとの事です。地域との調和については、畦畔や所有農地の管理は行き届いており、用水管理や農薬なども適正に使用されている事から、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 貸借整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。畑4筆については、基盤整備はされておらず、周囲は宅地に接しています。日照・接道・排水は良好です。水田の3筆については、基盤整備済みで周囲は水田地帯です。農地の形状・日照・接道・用

排水は良好です。

続きまして、受人についてご報告します。受人は、〇〇自治会在住で
水稲主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいません。受人と渡人の
関係は、受人の奥さんが渡人の〇〇で〇〇となります。地域との調和に
ついては、用水の管理や所有農地の管理など行き届いている事から、何ら
問題ないと判断いたしました。

皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明
をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号
まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありません
でした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前
調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はない
ということでございます。

従いまして、計8件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当
しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上で
ございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第31
号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 9ページの所有権移転整理番号9番について、お聞きします。田6筆の
2, 136㎡の売買で売買価格が総額〇〇円、10アール当たり約〇〇円と
なりますが、となりますが、現況が6枚の小区画の水田のため安いのか、
湿田など農地条件が悪くて安いのか、極端に農地の価格が安いのでお聞き
します。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの福迫委員のご質問にお答えいたします。掘起しの伊地知委員に農地の価格について事前に確認いたしましたが、渡人である所有者がどうしてもこの農地を売りたいとの事でこの価格になったそうでございます。以上です。

尾山議長 福迫委員、よろしいでしょうか。

福迫委員 はい、わかりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。次に議案第32号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第32号「空き家に附属した農地の指定について」ご説明いたします。15ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。16ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、2, 185㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況については、一部、遊休化しております。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第32号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。整理番号1

番について、伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況については、何も作付けされておらず、遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第32号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第33号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第33号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転4件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。18ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,080㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。受人は湧水町在住で自作地〇〇㎡、小作地〇〇㎡、面積計〇〇㎡、肉用牛〇〇頭を経営している肉用牛主体の認定農業者です。

整理番号2番、田1筆、137㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号3番、畑1筆、2,595㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。19ページをご覧ください。

整理番号4番、19ページから20ページをご覧ください。田4筆、畑1筆、計5筆4,089㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。価格が低価格となっておりますが、渡人である所有者は県外在住で高齢であり、今までずっと、受人がずっと耕作していた事もあって、この価格になったとの事でございます。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第33号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

谷口委員 18ページの整理番号1番の経営状況の肉用牛のところに0頭と記載してありますが、備考欄には肉用牛〇〇頭と記載されています。〇〇頭で間違いはないのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 システム上の問題で農用地利用集積計画が公告されなければ、更新できない状態のため0頭となっていますが、経営頭数は〇〇頭で間違ありません。以上です。

尾山議長 谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員 はい、わかりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第33号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第35号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。21ページをご覧ください。今月の許可申請件数は6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。22ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1, 410㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年12月1日から令和4年1月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排

水につきましては、地下浸透で処理いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑2筆、833㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年12月1日から令和4年1月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、669㎡を農家住宅用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年11月1日から令和4年12月25日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費住宅部分〇〇円、倉庫部分〇〇円、合円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側排水路に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田2筆、824㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年11月15日から令和4年1月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透及び東側排水路に排水いたします。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、370㎡を一般個人住宅用地として、申請するものです。権利関係は使用貸借です。工事期間は許可日から令和4年1月31日まででございます。事業費につきましては、建設費〇〇円、付帯工事費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、南側市道側溝に排水いたします。

雨水による排水につきましても同様に処理します。

整理番号6番、場所が大字原田、田1筆、897㎡を農業用倉庫用地と

して、申請するものです。権利関係は使用貸借です。立地基準が第1種農地のため、原則不許可となりますが、転用目的が農業用施設である農機具用倉庫であるため、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定される第1種農地の不許可の例外規定（農業用施設）に該当すると判断しております。工事期間は令和3年11月1日から令和4年1月31日まででございます。事業費につきましては、建設費〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透にて処理いたします。

続きまして、議案第35号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。24ページをご覧ください。今月の証明願い件数は3件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。25ページをご覧ください。

ここで一箇所訂正がございます。整理番号1番の備考、申請理由が山林と記載していますが、原野ですので原野とご訂正をお願いいたします。それでは、整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、3, 775㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、13, 614㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、2, 327㎡です。申請理由は山林です。備考欄に記載のとおり、農振区分が農業振興地域内農用地区域であるため、農振担当と協議済みであります。以上、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第34号から第35号については、9月29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受け

まして、9月29日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条6件、非農地証明願い3件、計9件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第34号農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に約150mのところに位置します。申請地の状況は、北側は雑種地・農地、東側は宅地、南側は農地、西側は農地に接しています。農地に接していますが、被害防除対策をしている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番について、ご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は山林、東側は宅地、南側は市道に接しています。周辺に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番について、ご説明いたします。譲受人は今回、農家個人住宅を建築したく、適地を探していたところ、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談して、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は農地、東側は農道、南側は市道に接しています。農地に接していますが、被害防除対策をしている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号4番について、ご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく、適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農道、東側は雑種地、南側は農地、西側は堤防に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響が無いので、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番について、ご説明いたします。借受人は一般個人住宅を建設したく、所有者である〇〇に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から東に約150mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側の三方向は宅地、南側は市道に接しています。周囲に農地が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

整理番号6番について、ご説明いたします。借受人は農業用倉庫を建設したく、適地を捜していたところ適地を見つけたので所有者である〇〇に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南に約100mのところに位置します。申請地の状況は、北・東側は市道、南側は農地、西側は宅地・農地に接しています。南・西側に農地が有りますが、申請地の北側に農業用倉庫を建設する事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

続きまして、議案第35号非農地証明願いについて、ご説明いたします。まず、整理番号1番については、申請地までの進入路が無く、調査に時間が掛かるなど現地調査が難しい事から、事務局が用意した航空写真及び現況写真で判断しました。現況は原野となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地の

周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号3番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請6件、非農地証明願い3件、計9件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きます。事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましており、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第34号から

第35号の計9件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第34号から第35号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第34号から第35号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。議案第34号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第35号は、お諮りのとおり、決定いたします。

次に議案第36号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。局長補佐から説明をお願いします。

局長補佐　議長。

尾山議長　事務局。

局長補佐　それでは、議案36号についてご説明いたします。令和3年9月22日付けで〇〇委員から体調不良の理由で農地利用最適化推進委員の辞任願いが提出されました。この事は農業委員会等に関する法律第23条『推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。』の規定に該当する事から、今回、議案を提出しただい
でございますが、先日、〇〇委員はお亡くなりになられたところであります。〇〇委員の担当地区の池島・今西地区については、谷口委員にお願いし、了承を頂きましたので谷口委員の担当地区となります。なお、残り任期は令和5年7月26日までとなっており、推進委員1名が欠員となりますが、現時点では、追加募集はしないところでございます。状況を見て、

追加募集をしないといけなくなった時は、委員皆様に協議させていただきたいと思います。以上でございます。

尾山議長　ただ今、事務局より説明がありました。これより議案第36号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間　午前10時13分